

「室内化学物質濃度測定のための」
設定確認、お願い書

日本 ERI 株式会社

測定に先立って次の測定条件の設定事項が評価基準によって定められていますので、
正しく設定されたか、次の手順によって確認をお願いいたします。

記

1	各部屋の出入り口の扉及び全ての造り付け家具類、物入れ類の扉及び ^{ひきだし} 抽斗、押入れの扉等、を開放して下さい。 ・各部屋の出入り口の扉 開放 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・造り付け家具類の扉及び抽斗 開放 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・物入れ類の扉及び抽斗 開放 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・押入れの扉等 開放 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった]
2	局所換気扇（台所、便所、浴室換気扇等）がある場合、3の閉鎖の直前まで稼働させる事が出来ます。 ・運転 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・閉鎖直前での停止 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった]
3	1と2の後、屋外に面する全ての窓及び扉を開放し、30分後閉鎖して下さい。 その際、開放及び閉鎖日時をご記入ください。（建設評価に基づく場合は施工状況報告書に記入） 30分を目安に多少オーバーは差し支えありません。30分未満にならないようにして下さい。 ・開放・閉鎖日時 _____年____月____日 _____時____分～_____時____分 ・30分間の開放 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・30分後の閉鎖 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった]
4	屋外に面する全ての窓及び扉を閉鎖後、各部屋の出入り口の扉及び1,で開放した家具類、物入れ類の扉及び抽斗、押入れの扉等は測定終了まで閉めないで下さい。 ・扉、抽斗等の開放継続 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった]
5	連続して運転が確保できる全般換気（24時間換気システム）が設置されている場合、稼働させる事が出来ます（濃度測定前及び測定中）。なお、同時にこのシステムに係わる給排気口を開放する事が出来ます。その場合は設定を記録して下さい。（建設評価に基づく場合は施工状況報告書に記入） ・運転 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・給排気口開放 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった]
6	冷暖房設備のある場合は、稼働させる事が出来ます（濃度測定前及び測定中）。その場合は設定を記録して下さい。（建設評価に基づく場合は施工状況報告書に記入） ・運転 [<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった] ・設定風量・温度等 [_____℃に設定]
7	3、4、5、6、の作業終了後、5時間以上の閉鎖後、濃度測定を行いますので測定精度確保のため必要な出入りは極力控えて下さい。 ・閉鎖後の出入り [<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> した _____回]

※建設住宅性能評価における設定で1,2,3,4,7は必須項目です。この設定が行なわれていないと建設住宅性能評価における測定を実施する事が出来ません。

建物名称 _____
建築主氏名 _____
住居表示（住所） _____
住居番号（共同住宅） _____
における測定条件の設定を、上記の通り行いました。 _____年____月____日 実施者 住所氏名 _____
印